

# 長野県特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

令和5年4月1日

## 1 特定個人情報等の保護に関する考え方

長野県では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）及び個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年条例第43号。以下「独自利用条例」という。）に定められた事務において個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。番号利用法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び長野県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年長野県条例第39号。以下「議会個人情報保護条例」という。）において、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制、管理規程及び取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

## 2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

### (1) 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いについて、以下の法令等を遵守する。

- ア 番号利用法
- イ 個人情報保護法
- ウ 独自利用条例
- エ 議会個人情報保護条例
- オ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号） 等

### (2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、次に掲げる安全管理措置を講ずる。

- ア 組織的安全管理措置（事故発生時の報告体制の整備等）
- イ 人的安全管理措置（事務処理を担当する者への監督及び教育等）
- ウ 物理的安全管理措置（文書・電子媒体等の適切な保管等）
- エ 技術的安全管理措置（ファイルのパスワード設定等）

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号利用法及び独自利用条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号利用法、個人情報保護法及び議会個人情報保護条例に基づき長野県自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する安全管理措置等を継続的に見直し、その改善に努める。